

お知らせ **農地を有効活用しましょう！遊休農地再生利用等支援事業**

町内で、耕作や適正な管理がされていない農地が増え、野生鳥獣が人家周辺に出没する要因の一つとなっています。町では、このような農地の発生防止と解消を図るため、農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りなどを行う「遊休農地再生利用事業」または作付けせずに除草などの保安全管理をしている農地に果樹の苗木等を植栽する「保安全管理農地利用事業」に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。農地の有効活用にぜひご活用ください。

☎ 農林課 (☎ 581・2121内線407・408)

▶ **補助対象農地**／直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保安全管理農地と判定された農地

▶ **対象**／次の要件をすべて満たす方

- 補助対象農地を所有、または借り入れる方
- ※借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること
- 事業実施後、3年以上の耕作が可能なる方
- 町税の滞納がない方

▶ **申請手続き**／農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類(事業計画書、案内図、見積書の写しなど)と併せて申請してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。

補助対象事業・経費等			
事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
利用事業 遊休農地再生	① 農地再生 遊休農地を再生するための伐根、障害物除去、深耕、整地、土づくり等	10分の9以内	10万円
	② 後作事業 ①の農地で実施する後作事業に要する野菜の種苗、果樹苗木、枝物・切り花、農薬、肥料、資材等		5万円
利用事業 保安全管理農地	果樹苗木、枝物・切り花の植栽、緑肥作物種子の播種等	2分の1以内	5アール当たり1万円

※5アール以上のまとまった農地が対象となります。①と②は併せて行ってください。

お知らせ **森林整備補助事業をご活用ください！**

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林づくりと林業の振興を図るため、下刈りや枝打ちなどを行った際に経費の一部を補助する「森林整備補助事業」を実施しています。

▶ **申請期限**／令和3年 1月 29日(金)

▶ **対象**／町内に森林を所有する方、または町内の森林で造林をしている方で、町税を滞納していない方

▶ **補助対象経費**／第三者に森林の下刈りや枝打ち、除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の件数費

※実際の経費と町基準額を比べて、低い方を補助対象経費とします。
※補助率は町基準額の10分の9以内です。

▶ **申請手続き**／申請前に農林課へお問い合わせください。初めに補助対象となる森林であるかを調査します。その後、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類(位置図、案内図、委託する場合は見積書の写し)と併せて申請してください。

☎ 農林課 (☎ 581・2121内線402)

補助対象事業・経費等			
事業名	補助対象経費	町基準額 (10アール当たり)	対象林齢
下刈り	雑草木の除去を行う事業に要する経費	16,900円	5年生以下
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費	29,800円	11年生以上 30年生以下
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰・搬出集積に要する経費	19,300円	

※事業規模は5アール以上が対象となります。

※町基準額は令和元年度の数値を参考にしています。令和2年度の基準額については、決まり次第本誌でお知らせします。

※除間伐の本数間伐率は、おおむね20%以上が対象となります。



お知らせ **6月23日～29日は男女共同参画週間です！**

国では、毎年6月23日から29日を「男女共同参画週間」としています。『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指し、さまざまな取り組みが全国各地で行われます。

今年度は「自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか」をテーマにキャッチフレーズの募集が行われ、以下の作品が選ばれました。

男女共同参画週間キャッチフレーズ
— 最優秀作品 —

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」

「ワクワク・ライフ・バランス」



☎ 人権推進課 (☎ 581・2121内線412)

お知らせ **お店や企業、商品をPRしませんか？**
広報よりい等の広告主を募集します！

町では、地域産業の振興を図るため「広報よりい」や「町公式ホームページ」など、次の各媒体に有料広告を掲載・掲示しており、広告主を募集しています。なお、掲載等ができない広告、業種等がありますので、詳細は町公式ホームページで確認するか、各担当課へお問い合わせください。

▶ **申込方法**／有料広告掲載申込書に必要事項を記入のうえ、広告原稿を添えて、お申し込みください。

※申込書は町公式ホームページから取得できます。
※媒体によって提出書類が異なりますのでご注意ください。

広報よりい

町では「広報よりい」を毎月1日発行し、町内の各世帯にお届けしています。男舎・用土両連絡所でも配布しており、地域に密着した広告媒体となっていますので、高い広告の効果が期待できます。

☎ 総務課 (☎ 581・2121内線314)

町公式ホームページ

町公式ホームページのトップページに、バナー広告を掲載します。お店や企業を広くPRしませんか。掲載枠に空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

☎ 総務課 (☎ 581・2121内線314)

寄居駅自由通路

寄居駅自由通路の広告掲示スペースに、ポスター、横断幕等の広告を掲載します。お店や企業、商品のPRにぜひご活用ください。寄居駅は鉄道3線が乗り入れており、高い広告の効果が期待できます。

※乗客数約4,000人/日

☎ 都市計画課 (☎ 581・2121内線241・242)